様式１

住宅宿泊事業を営む旨の事前説明について

私（弊社）は、住宅宿泊事業法第３条第１項に基づく住宅宿泊事業を営む旨の届出を行う前に、大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第３条に基づき、当該施設周辺地域における住民及び施設（以下「周辺住民等」という。）に対し、次のとおり住宅宿泊事業を営む旨の説明を行いましたので、その結果を報告します。

説明実施日※：

説明実施内容　　※数回にわたり実施した場合は全て記載

届出者の氏名	
届出住宅の所在地	
事業の概要	
苦情等の窓口の連絡先	氏名　　TEL
廃棄物の処理方法	
火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法	

□次の（１）（２）の周辺住民等に対し、事前説明を実施しました。

（１）次に掲げる建築物に居住する者

- 住宅宿泊事業を営もうとする住宅を構成する建築物（以下「対象建築物」という。）
- その敷地が対象建築物の敷地に隣接する建築物（対象建築物との外壁間の水平距離が 20 メートル を超えるものを除く。）
- 対象建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が 10 メートル の範囲内にその敷地の全部又は一部が存する建築物（届出住宅を構成する建築物との外壁間の水平距離が 20 メートルを超えるものを除く。）

（２）次に掲げる施設

(a)学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）
(b)児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設
(c)学校教育法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第１項に規定する各種学校のうち、18 歳未満の者の利用に供されるもの
(d)青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するもののうち、主として 18 歳未満の者の利用に供される施設又は多数の 18 歳未満の者の利用に供される施設で市長が指定するもの

- 上記施設のうち、対象建築物内の施設
- その敷地の全部又は一部が対象建築物の周囲 100m以内の区域にある施設

※(a)において小学校又は義務教育学校を含む場合は、その名称（　　）
対象建築物の敷地の過半が、小学校又は義務教育学校の敷地の周囲 100m以内にする場合は、月曜日の正午から金曜日の正午までは、事業の実施が制限されます。